

更正の請求

経費等の計上漏れなどにより、納める税金が多過ぎた場合や還付される税金が少な過ぎた場合に「更正の請求」という手続きをとれば税金が還付されることがあります。

従来、更正の請求は法定申告期限から 1 年以内に限り可能であったため、2 年後、3 年後に重大な経費の計上漏れや、税額計算に誤りがあった場合には更正の請求をすることが出来ませんでした。

しかし、平成 23 年 12 月改正法により、平成 23 年 12 月 2 日以後に申告期限が到来する国税について更正の請求期間が 5 年（贈与税は 6 年）に延長されました。

また、当初提出した申告書に記載金額がある場合にのみ適用される制度の一部について、更正の請求等による事後対応が可能になりました。

事後対応が可能となったもの（一部抜粋）

- ・ 受取配当等の益金不算入
- ・ 所得税額控除
- ・ 外国税額控除
- ・ 配偶者に対する相続税額の軽減
- ・ 贈与税の配偶者控除

なお、平成 23 年 12 月 2 日以前に法定申告期限が到来する国税で、更正の請求の期限が過ぎたものについては、「更正の申出書」を提出することにより税額が軽減される場合があります。「更正の申出書」は更正の請求と違い申出のとおりにならなかったとしても不服申立をすることが出来ません。

e-Tax（電子申告）の添付省略書面について

e-Tax（インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができるシステム）を利用し確定申告すると、従来確定申告書に添付して税務署に提出していた「給与や年金等の源泉徴収票」や「医療費の領収書」など一定の書面について、提出を省略することが出来ます。

ただし、省略した書面について、税務署等から、内容確認の為に提示又は提出を求められることがあります。

国税について更正の請求期間が 5 年に延長されたことに伴い、増額更正できる期間が 5 年間に延長されました。また、平成 23 年 12 月 2 日以後に電子申告した場合も同様に 3 年間から 5 年間に延長されました。

従いまして、電子申告により提出を省略した添付書面は、平成 23 年確定申告分より 5 年間の保管をお願い致します。

公的年金所得者に係る申告不要制度の注意点

平成 23 年分の確定申告より、公的年金の収入金額が 400 万円以下の場合で、公的年金に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下の場合には、所得税の確定申告書を提出することが不要になりました。

ただし、次のような方は、申告することにより納めた所得税が還付になる場合もあります。また、所得税の申告はせず、住民税のみ申告することも可能で、住民税の軽減ができる場合があります。

- ・ 医療費や社会保険料、生命保険料・地震保険料等の控除がある方
- ・ 扶養家族が増加する方

該当する方は、今からでも申告することができますので、担当者までお問い合わせ下さい。

ご存知ですか？ 社会保障協定

みなさんのご友人や知人、ご親族の中には、企業から派遣されて海外で働くことや、将来を海外で生活される方がおられると思います。海外で働く場合は、働いている国の社会保障制度に加入をする必要があり、日本の社会保障制度と保険料を二重に負担しなければならない場合が生じます。

また、日本や海外の年金を受け取るには、一定の期間その国の年金制度に加入しなければならない場合がある為、保険料の掛け捨てになってしまうこともあります。

これらの問題を解消するために、日本は次の国との間で社会保障協定を締結しています。

ドイツ イギリス 韓国 アメリカ ベルギー フランス カナダ
オーストラリア オランダ チェコ スペイン アイルランド ブラジル
スイス (イタリアは、準備中)

社会保障協定では、

- ① 「保険料の二重負担」を防止する為に参加すべき制度を二国間で調整します。
- ② 保険料の掛け捨て防止の為に、日本の年金加入期間を協定締結国の年金制度に参加していた期間とみなして取り扱い、その国の年金を受給できるようにしています。

社会保障制度そのものが、国により差があるため、協定の内容も締結国、滞在期間や滞在目的等により異なったものとなっています。

プラグインハイブリッド車

プラグインハイブリッド車とは、家庭用電源から直接充電できるハイブリッド車のことです。充電により約 26km 程度のモーター走行が可能となり、近距離であれば電力のみで走行できます。

また、走行途中で電力が切れた場合でも、ハイブリッド車として走行することができるため長距離走行にも対応できます。電気自動車とハイブリッド車の利点を生かした車といえます。

充電時間は 1 時間半から 3 時間程度とされ、電力による走行距離が増えるため、ガソリン消費量、CO2 排出量を減らすことが可能となり、燃料費の節約にもなります。平成 24 年 1 月 30 日より国内メーカーから販売が開始されており、今年中には販売メーカーや車種も増加していくことが予想されます。

エコカー減税、補助金等の優遇措置とともに、グリーン投資減税が平成 23 年 6 月 30 日に施行され、低炭素・省エネ設備への投資に対し取得価格の 30%特別償却又は 7%税額控除を受けることができるようになりました。普通車のハイブリッド車は対象となりませんが、このプラグインハイブリッド車は対象資産とされています。(青色申告書を提出している法人又は個人が対象となります。)

地球温暖化防止や最近のガソリン価格の高騰などから今後、その役割が期待されています。